

認定区分に対する延長保育料(保護者負担額)確認表

【注意事項】 きょうだいで認定区分を揃える必要があります

表1 幼児(3～5歳児)の保護者負担額

No.	認定区分	児童の情報	17 時まで	18 時まで	19 時まで
1	保育標準時間	—	0 円	0 円	0 円
2	保育短時間	下記以外	1,000 円	2,000 円	4,000 円
3		同時入所第二子	1,000 円	2,000 円	2,000 円
4		同時入所第三子以降	0 円	0 円	0 円

表2 乳児(0～2歳児)の保護者負担額

No.	認定区分	児童の情報	17 時まで	18 時まで	19 時まで
5	保育標準時間	下記以外	4,000 円	4,000 円	4,000 円
6		同時入所第二子	2,000 円	2,000 円	2,000 円
7		同時入所第三子以降	0 円	0 円	0 円
8		第二子減免(全額減免)	0 円	0 円	0 円
9		第二子減免(半額減免)	2,000 円	2,000 円	2,000 円
10		第三子減免	0 円	0 円	0 円
11	保育短時間	下記以外	1,000 円	2,000 円	4,000 円
12		同時入所第二子	1,000 円	2,000 円	2,000 円
13		同時入所第三子以降	0 円	0 円	0 円
14		第三子減免	0 円	0 円	0 円

(注意1)ここでは保護者負担額を比較するため、0～2 歳児で保育標準時間の延長保育料を 4,000 円と記載しています。正確には保育標準時間に係る延長保育料は 0 円ですが、0～2 歳児の保育料が保育短時間と比べて 4,000 円高くなるためです。

(注意2)第二子減免の対象は、所得によって決まります([詳細は町ホームページ](#))。そのため、入所受付時には判断することは困難です。対象となるかを確認したい場合は、身分証明書を持参して、子育て支援課(窓口)に行く必要があります。

例題1:5歳児(第1子)と2歳児(第2子)と0歳児(第3子)が、19 時まで利用します。どちらの認定区分にすると保護者負担が少なくなりますか。

回答1:保育標準時間

① 保育標準時間の場合

$$\text{No.1} + \text{No.6} + \text{No.7} = 0 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = \mathbf{2,000 \text{ 円}}$$

② 保育短時間の場合

$$\text{No.2} + \text{No.12} + \text{No.13} = 4,000 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = \mathbf{6,000 \text{ 円}}$$

例題2:2歳児(第1子)と0歳児(第2子)が、18 時まで利用します。どちらの認定区分にすると保護者負担が少なくなりますか。

回答2:保育短時間

① 保育標準時間の場合

$$\text{No.5} + \text{No.6} = 4,000 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円} = \mathbf{6,000 \text{ 円}}$$

② 保育短時間の場合

$$\text{No.11} + \text{No.12} = 2,000 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円} = \mathbf{4,000 \text{ 円}}$$